

平成17年度決算特別委員会会議録

平成18年10月23日(月)

(開 会) 10:00

(散 会) 10:31

○ 委員長

定刻になりましたので、ただいまから平成17年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」から「認定第54号 平成17年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの42件を一括議題といたします。この際、皆様をお願いいたします。本日の委員会は、資料要求のみにとどめ、実質審査は11月13日から17日までの5日間で行いたいと考えておりますので御了承願います。次に、効率的に審査を進めていくために、先をお願いいたしておりました通告分の資料要求以外の通告外の資料要求につきましては、本日も行っていただきますよう御協力をお願いいたします。なお、資料要求は、通告分、通告外と、それぞれ一括してお諮りしますので、執行部はそれぞれ答弁できるように整理しておいてください。それでは、ただいまから資料要求をお受けいたします。まず、お手元に配付しておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねします。本書のとおり資料は提出できますか。

○ 財政課長

各課にまたがりますので、私の方から一括して答弁させていただきます。資料要求一覧表に記載されております資料のうち、楡井委員から要求のっております旧飯塚市のNo.41の談合情報と処理の状況一覧につきましては、該当がありません。同じくNo.51ののがみプレジデントホテル横駐車場用地取得にかかわる交渉経過、及びNo.52の三菱マテリアルとの交渉経過のうち、工業団地計画については、資料が存在せず提出しかねますので御了承願います。同じく旧筑穂町分のNo.17の談合情報と処理の状況一覧、旧庄内町分のNo.10の同和地区個人交付状況、No.16の入札率が90%以上で5,000万円以上の工事一覧、No.17の談合情報と処理の状況一覧、No.20の同和対策特別助成金内訳、旧潁田町分のNo.6の差し押さえ状況調べ、No.16の落札率が90%以上で5,000万円以上の工事一覧、No.17の談合情報と処理の状況一覧につきましては、該当がありません。その他の資料については提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま提出できるとの回答を得た資料を要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。ただいま要求された資料のうち準備がなされた資料を事務局に配付させます。

(資料配付)

次に、この際、通告外の資料要求をお受けしますが、委員におきましては、要求の際に、議案名及びページ数を示して要求いただきますようお願いいたします。それでは、資料要求ありませんか。

(な し)

ないようですので、本日の資料要求は以上をもちまして終結いたします。次に、執行部から認定議案に対する補足説明を求めます。

○ 財政課長

それでは、配付しております資料の飯塚市新旧市町決算にかかわる資料、この分でございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 06

再 開 10 : 14

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

平成17年度の決算につきましては、3月26日の合併に伴い1市4町の各会計につきましては、それぞれ合併前の3月25日までの打ち切り決算となっております。3月26日からは、新市の予算として出納整理期間までの執行を含めた決算となっております。なお、打ち切り決算におきまして赤字が発生した特別会計は、各市町の一般会計でまとめて一時借入れを行い赤字処理を行っております。その後、新市になりまして、一般会計に返済を行う処理を行っております。また、余剰金が発生した会計につきましては、新市のそれぞれの会計に繰り入れを行っております。1ページをお願いいたします。この表は、会計別決算額合計表、これは単純に合計いたしております。旧市町及び新市の会計ごとに歳入歳出を単純に合計し、下の方に書いておりますように、下の方の穂波町及び庄内町の土地取得事業特別会計、穂波町で設置しておりました嘉穂郡郡町公平委員会事務特別会計、穎田町のかんがい施設管理特別会計の4特別会計につきましては、合併に伴い廃止をいたしております。2ページをお願いいたします。会計別決算合計表、これは上の表と比較いたしまして、余剰金、特別会計、一般会計の余剰金、返済金などを控除したものです。打ち切り決算により発生しました決算剰余金、一般会計の特別会計からの返済金、一般会計の一時借入金の返済金につきましては実態はなく、決算額を増加させているもので、これらを控除したものでございます。控除いたしました内訳につきましては、表の下の方に記載いたしております。一般会計では、歳入差し引き額から繰越明許費、事故繰り越しの財源を控除した実質収支は19億1,681万1,902円で、地方自治法第233条の2の規定により2分の1を直接財政調整基金に繰り入れをいたしております。小型自動車競走事業特別会計は6億791万3,317円の赤字となっておりますので平成18年度より繰り上げ充用金で処理をいたしております。合併に伴い廃止いたしました、先ほど説明いたしました穎田町かんがい施設管理特別会計の剰余金220万9,343円につきましては、新市の一般会計で受け入れをいたしております。3ページをお願いいたします。この表は、一般会計の1市4町と新市の歳入の合計額を款別に16年度と比較いたしましたもので、合計で18億2,850万2,000円の増となっております。増減の内訳の主なものは、地方譲与税で2億4,414万8,000円の増となっておりますが、三位一体改革の税源移譲によります所得譲与税の2億5,192万円によるものでございます。地方交付税で1億9,723万5,000円の増となっておりますが、これは平成13年度からの交付税の一部が臨時財政対策債に振りかえられておりますが、この臨時財政対策債が5億2,850万円減少したためでございます。国庫支出金の10億3,831万9,000円の減は、災害復旧費負担金3億3,420万円の減、公債費補助金2億2,504万5,000円の減、失業対策事業費補助金1億9,538万1,000円の減などによるものでございます。財産収入の5億1,130万5,000円の減は、旧市民プール跡地売り払い収入4億8,476万4,000円の減などによるものでございます。寄附金の1億7,661万6,000円の増は、筑穂町土地開発公社からの寄附金1億9,500万円などによるものでございます。繰入金の52億4,366万1,000円の増は、合併前の基金の整理による積みかえ35億3,921万9,000円、財政調整基金30億2,733万1,000円の増などによるものでございます。諸収入の3億8,085万9,000円の増は、中小企業資金融資預託金の増2億5,495万3,000円などによるものでございます。市債の26億8,930万円の減は、借換債の17億7,790万円、臨時財政対策債の減5億2,850万円、土木債の減4億9,480万円などによるもので

ございます。4ページをお願いいたします。この表は、一般会計の1市4町と新市の歳出の合計額を款別に平成16年と比較したものでございます。合計で13億3,396万4,000円の増となっております。増減内訳の主なものは、総務費の40億482万5,000円の増は、合併対策費21億6,842万2,000円、基金積みかえによります財政調整基金積立金の25億1,883万5,000円の増などによるものでございます。民生費の10億6,985万6,000円の増は、国民健康保険特別会計繰出金5億5,422万7,000円、老人保健特別会計繰出金2億6,615万9,000円の増などによるものです。労働費の2億7,113万4,000円の減は、特開事業の営造物整備事業の減などによるものでございます。農林水産業費の3億6,530万7,000円の減は、筑穂地区の乾燥施設整備の1億3,507万5,000円の減、危険ため池整備事業の1億3,178万5,000円の減などによるものでございます。商工費の1億4,561万1,000円の増は、サンビレッジ茜リフト整備が1億1,655万円減になったものの、中小企業融資預託金2億5,495万5,000円の増などによるものでございます。消防費の1億717万7,000円の減は、監視カメラ整備、緊急通報施設整備事業の減などによるものでございます。教育費の4億6,244万9,000円の減は、庄内中学校給食設備整備事業の2億4,944万3,000円の増になったものの、穂波西中学校屋内運動場整備事業4億9,660万9,000円、上穂波小学校改築事業2億8,548万7,000円の減などによるものでございます。災害復旧費の8億4,775万6,000円の減は、土木及び農林災害復旧費の減によるものです。公債費の20億4,756万7,000円の減は、減税補てん債の借りかえの皆減、17億7,790万円などによるものです。支出金の2億1,239万6,000円の増は、庄内町の財政調整基金積立金3億806万6,000円などによるものです。5ページをお願いいたします。この表は、先ほど款別に説明いたしましたが、性質別に平成16年と比較したものでございます。内容の説明は省略させていただきます。6ページをお願いいたします。この表は、平成17年度普通会計の決算の指標などをまとめたものです。内容の説明は省略させていただきます。7ページをお願いいたします。この表は、普通会計の財政指数などの10年間の推移をまとめたものでございます。なお、合併前の平成8年から平成16年につきましては、旧団体を合計したもので試算をいたしております。表の中の中段、17枠目に記載いたしております標準財政規模は、よく財政指数で使用されますが、標準的な一般財源の額をあらわすもので、平成8年から平成18年までは増加いたしておりますが、平成13年度以降は減少傾向にあり、平成17年度は280億556万2,000円となっております。赤字再建団体の申請の目安となります額につきましては、この標準財政規模の20%ということになっております。平成17年度の決算で試算いたしますと56億円という数字になります。財政力指数は、普通交付税の基準財政需要額を基準財政収入額で割ったものですが、この3カ年平均で求めております。平成13年度より上昇しておりますが、この数字だけを見ると財政力が強くなっているように見えますが、これは平成13年度より交付税の一部を臨時財政対策債という特例的な赤字地方債に振りかえしましたことから、この数字が好転しているような結果となっております。平成17年度決算により導入されました実質公債費比率、これは一部事務組合や企業会計に負担しております公債費相当分を含めました実質的な公債費負担の割合を示すもので、18%以上になると借り入れる際に公債費負担適正計画などを作成し、許可を受けなければならないようになりますが、本市の場合は13.4%となっております。経常収支比率につきまして、これは財政の弾力性を示すもので、経常的な経費に充当する一般財源を経常的に収入することができる一般財源で割った数値であらわしますが、経験値から都市部では80%を超過すると弾力性が失われつつあると言われております。平成11年度の85%から上昇し、平成17年度は101.8%となっており、投資的経費を初めとした臨時的経費に充当する財源がない状況となっております。投資的経費の充当一般財源では、過去の平均でも約30億円程度必要として

おります。その対応として、基金を取り崩してしのいできた状況であります。積立金につきましては、平成13年度より減少いたしておりますし、平成17年度決算では103億3,533万5,000円となっております。地方債現在高につきましては、平成17年度は642億2,254万9,000円となっており、最近急激に増加しておりますが、これは、先ほども説明しておりますように、平成13年度より交付税の一部を赤字地方債に振りかえておりますが、この残高642億円のうち94億円は、この臨時財政対策債の残高が占めております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明は終わりましたが、この際、正副委員長から委員の皆様をお願いいたします。執行部答弁が的確に行われ、より実効のある決算審査をするため、委員の皆様には、事前の質疑通告をお願いいたしているところでございますので、御協力を改めてお願いいたします。なお、質疑通告の提出期限は、御案内のとおり10月31日までとなっておりますので、できるだけ早目に事務局まで提出いただきますよう重ねてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質疑事項に対して正確かつ簡素に要領を得た答弁をなされるよう特に要望しておきますので、よろしく願いしておきます。おはかりいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、次回の委員会を11月13日、月曜日の午前10時から開きたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。お諮りいたします。「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」から「認定第54号 平成17年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの42件については、継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」から「認定第54号 平成17年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの42件については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして平成17年度決算特別委員会を閉会いたします。今日は、お疲れ様でした。